

第181回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 緊急時情報伝達システム運用事業について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(2) 公立大学法人横浜市立大学附属病院における入院・外来患者負担分未収金債権管理回収業務委託 (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)</p> <p>(3) 手術器械トレーサビリティシステムの導入及び関連する業務委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(4) 横浜市立市民病院後払いサービス及び診療費自動支払機経由のクレジットカード払いについて</p> <p>(5) 健康とくらしの調査と医療・介護・保健データベースを連携した共同研究の実施について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)</p> <p>(6) 危機管理システムの更新及び災害時安否情報システムの統合について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)</p> <p>(7) ふるさと納税(寄附)の募集に係る「ふるさと納税ポータルサイト」の利用等について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)</p> <p>(8) 東京2020オリンピック・パラリンピック風しん麻しん予防接種事業 (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(9) 市会図書室での貸出し・予約に係る図書管理システムの運用及び保守委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>(10) 国民健康保険への加入促進を目的とした特定技能外国人に係る身分事項等の情報提供に関する事務の委託について</p> <p>(11) 『「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【住民基本台帳に関する事務 全項目評価書(再実施)】』</p> <p>(12) 『「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 全項目評価書(再実施)】』</p> <p>(13) 『「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【国民健康保険に関する事務 全項目評価</p>
-----	---

書】』

(14) 是正の申し出に係る処理案について

3 報告事項

(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告

ア 鶴見区総合庁舎及び鶴見駅西口行政サービスコーナーにおける防犯カメラ運用・管理事務

イ 横浜市保守・プリントセンターにおける防犯カメラ運用事務

ウ 神明台処分地防犯カメラ運用事務

エ 道路冠水監視カメラシステム設置及び運用業務

(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

ア 「ヨコハマ COOL CHOICE チャレンジ 2019」受付事務

イ システム閲覧用ID, PW発行者名簿管理

(3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

ア eラーニングシステムの運用（令和2年度運用開始）

イ 横浜健康経営認証事業に係る名簿管理等業務委託

ウ eラーニングシステムの運用（教育委員会事務局）

(4) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告

データ復旧及び移行作業委託

(5) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託についての報告

「ヨコハマ COOL CHOICE チャレンジ 2019」受付事務

(6) 生涯学習等講座の企画運營業務委託についての報告

地域人材の発掘・育成のための講座企画運營業務委託

(7) 委託先個人情報保護管理体制（9件）

(8) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（2件）

(9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（27件）

(10) 個人情報ファイル簿変更届出書（13件）

4 その他

(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和2年2月22日～令和2年3月13日）

(2) 「令和元年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告」に対する対応方針の報告について

(3) 「電子申請・届出システム」に係る「電子計算機の結合」に関する審議の取扱いの変更について

(4) いじめ重大事態に関する調査結果の市ホームページ等における公表について（報告）

(5) その他

日 時	令和2年3月18日（水）午後2時00分～午後5時30分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	花村会長、加島委員、小嶋委員、土井委員、中村委員、新田委員、吉田委員
欠席者	大谷委員、鈴木委員
開催形態	一部非公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・審議事項(1)～(14)について承認する。 ・報告事項、その他について了承する。
議 事	<p>【開 会】 （事務局） それでは、ただいまから、第181回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。本日は、大谷委員、鈴木委員から御欠席の御連絡をいただいておりますが、吉田委員から遅れるとの御連絡をいただいておりますが、ほか6名の委員の御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>なお、事前にお送りした開催通知にも記載しておりましたが、横浜市では新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、市対応方針に基づき市が主催するイベント・会議・研修等を、当面の間、原則、延期又は中止しているところですが、当審議会は、横浜市の行政活動を行ううえで特に重要な会議であるため、感染症予防対策を十分に行ったうえで開催させていただきます。</p> <p>そのため、本日は、マスクを着用のうえで御審議いただくようお願いいたします。また、室内の換気のために、窓を一部、開けておりますので、御了承ください。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いいたします。</p> <p>（花村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>事前にメールによりお送りした開催通知にも記載しましたが、本日の審議のうち、案件14の「是正の申し出に係る処理案について」は、個人情報保護等の観点から非公開とさせていただきます。</p> <p>また、追加で、「4 その他」の「(5)その他」で「横浜市立大学附属病院における臨床研究に係るメール誤送信による患者情報の漏えい事故について」を扱いますが、こちらも、非開示情報が含まれることから非公開とさせていただきます。</p> <p>1 会議録の承認 （花村会長） それでは、議事に入ります。始めに、第180回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますでしょうか。</p> <p>特に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>

(各委員) <異議なし>
(花村会長) それでは承認といたします。

2 審議事項

(1) 【案件 1】緊急時情報伝達システム運用事業について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 最初に、案件 1 「緊急時情報伝達システム運用事業について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

本日は、時間の関係上、事務局からの各案件の事務の概要の説明は 1 分とさせていただきます。

また、本件につきましては、業務主管課から御説明させていただく前に、審議に関わる事項につきまして、事務局から説明いたします。

本件審議の対象である緊急時情報伝達システムは、緑区及び泉区を除く 16 区において利用されており、一番早い区では平成 17 年 4 月 1 日から利用がされています。当該システムにおける個人情報の取扱いについては、事務局に相談がなされ、類型基準である「電子計算機処理に係る名簿管理についての報告」により個別に処理がされていました。しかし、今般、本件システムは委託事業者が管理するインターネット上の管理用サイトで稼働していることが判明し、当該類型基準で処理することは適切ではなく審議会において個別に審議すべきと考えたため、改めてお諮りすることとなりました。また、各区ごとに審議することは効率的ではないことから、事務局から港北区に依頼して他区の取りまとめをしてもらい、まとめてお諮りするものです。

それでは、内容につきましては、業務主管課から御説明いたします。

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件 1 につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(土井委員) 6 ページ「4 個人情報の管理体制」【電子計算機の結合】の説明の【システムの安全性】で、保土ヶ谷区と栄区以外は I SMS 認証取得のシステム運用をしているとあり、保土ヶ谷区と栄区は I P A が提案しているセキュリティアクション二つ星を宣言する取組を実施しているとあります。この二つは同等のものでしょうか、どちらかがより安全なものなのでしょうか。

(所管課) 情報セキュリティの保持度合としてはほぼ同等と聞いています。

(土井委員) 横浜市としては、そのどちらでも良いということで確認していますか。

(所管課) そうです。

(小嶋委員) 13 ページの「5 取り扱う個人情報」に対象者が記載されていますが、先ほどの説明では、希望者本人の申し出によってこのような

情報伝達システムを使うということでした。どのような方法で希望者を募るのですか。

(所管課) 各区役所から自治会町内会を通じて、こういった情報伝達システムがあることを案内しています。本人が書いた登録書を区役所で受け付けています。

(小嶋委員) そのようなシステムがあることを初めて知ったので、どのように周知されているのか気になりお聞きしました。分かりました。

同じ13ページの「5 取り扱う個人情報」の「想定件数」ですが、ある区では5,000件、ある区では330件や100件になっています。区によって数に大きな違いがあるのはなぜですか。

(所管課) 区によってPRの仕方が違います。また、地域の人の関心度にも差があります。例えば、港北区は想定件数をかなり多く見積もっていますが、これは、区内に鶴見川が流れていて、台風のときには浸水の可能性が高く、地域の関心も高いからです。高齢者などでインターネットをあまり使わない人は、電話で情報伝達できるこのようなシステムに登録する人が多いと思われま。

(小嶋委員) 同じ13ページ「5 取り扱う個人情報」の対象者を見ると、自治会町内会長だけでなく、警察関係者も含まれる区があります。区によって判断が違うのですか。

(所管課) それぞれ区の実情に応じて本部で対応しています。地域にどんな情報が流れているか、警察が把握しておきたいところでは、このシステムに登録する人もいます。こういった防災情報については、このシステムを使わなくても、警察等とは密に連絡を取り合っていますので、登録しない区もあります。

(小嶋委員) 21ページの区ごとの表のタイトルが、「【別紙】記録範囲(記録対象者)」とあります。これはどういうことでしょうか。19ページの同じような表のタイトルは「【別紙】対象者の範囲」となっていますが、この2つは違っているのでしょうか。

(所管課) 19ページは、18ページ「個人情報を取り扱う事務開始届出書」の、表の5項目目「対象者範囲」の別紙です。21ページは、20ページ「個人情報ファイル簿兼届出書」の、表の6項目目「記録範囲(記録対象者)」の別紙です。16区分あり、届出書の様式に入りきらないので、別紙としました。

内容は、基本は同じです。それぞれの区で、自治会町内会の人、自治会町内会の役員、警察の人など、幾つか違っているところがあります。

(小嶋委員) これは何を記録するのですか。

(事務局) 「記録範囲(記録対象者)」は、個人情報ファイル簿に記録する対象者の情報です。具体的な記録項目は、20ページ「個人情報ファイル簿兼届出書」の記録項目欄に記載した、氏名、住所、電話番号などです。

(花村会長) 電話に出なかったらどうなるのですか。

(所管課) 「電話に出られなかった」という記録が残ります。

(花村会長) 中村委員、御意見はありますか。

(中村委員) 4 ページ「3 審議に係る事務」【電子計算機処理の開始】【電子計算機の結合】の内容欄の(2)に、パスワード認証について※印で注釈が記載されていますが、区職員がログインする際のIDとパスワードの発行者について、「保土ケ谷区及び栄区は受託者」となっています。5 ページの「3 審議に係る事務」【事務の委託】(2)の方では、「保土ケ谷区は受託者及び再受託者、栄区は受託者」と書かれています。これは整合するのでしょうか。

(事務局) 保土ケ谷区に確認し、後ほど報告します。

(花村会長) それでは、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(所管課) 保土ケ谷区に確認しました。保土ケ谷区は、受託者と再受託者それぞれからIDとパスワードを受けているということです。5 ページの表現が正しいです。4 ページの※印の表現は訂正します。

(花村会長) 委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) では資料はそのように訂正してください。

**(2) 【案件2】公立大学法人横浜市立大学附属病院における入院・外来患者負担分未収金債権管理回収業務委託
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)**

(花村会長) 次に、案件2「公立大学法人横浜市立大学附属病院における入院・外来患者負担分未収金債権管理回収業務委託」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(中村委員) 24 ページ「3 審議に係る事務」【事務の委託】の、内容の(3)に、「受託者は、住民票調査や親族等に対する聞き取り調査を行います」とあります。どのような調査を想定していますか。

(所管課) 亡くなった場合には住民票を使って相続人の調査を行います。居所が不明の場合は、住民票で居所を調べます。連絡先が分かっている親族に、その人がどこにいるのか聞く場合もあると、法律事務所から聞いています。

(新田委員) 25 ページ「4 個人情報の管理体制」【事務の委託】の「廃棄方法」の欄に、「受託者が廃棄する。廃棄確認の方法は廃棄証明書を発行」とあります。個人情報が漏れたりするといけないので、確実に行ってもらいたいと思えます。廃棄されておらず漏えいした事件がありました。

(小嶋委員) 24 ページ「3 審議に係る事務」【事務の委託】の、<システ

ムの概要>のところに「仮想化技術『パラレルズリモートアプリケーションサーバ』を導入しています」と書いてあります。これはどのようなものですか。

(所管課) 物理的なサーバは外部にあるそうですが、その中の区画のことです。物理的に独立しているのではありませんが、パソコンの中で独立した区域を設けます。その中に情報を蓄積して、他の者がアクセスできないようにしています。

(小嶋委員) 同じ24ページ「3 審議に係る事務」【事務の委託】の、(4)には、「バーチャル口座(仮想口座)を採用し、入金確認を行う」とあります。どのような理由から採用するのですか。

(所管課) 入金される口座は、銀行の物理的な口座です。入金されるのは一つの口座ですが、患者に番号を振り分けて、番号ごとに仮想の口座に入金してもらいます。すると、確実に誰からの入金かが分かります。実際、入金してもらっても、誰からの入金かが分からないことがありますので、確実に分かるようにするために付番しています。

(土井委員) 26ページ「5 取り扱う個人情報」に、対象者1と対象者2がありますが、個人情報の実施機関での保存期間は両方とも永年になっています。廃棄されないものですか。

(所管課) これは、電子カルテの情報のことを指しています。基本的には、病院がある限り保存します。

(土井委員) 電子データと紙データがありますが、電子データの方は廃棄されないということですね。

(所管課) そうです。

(土井委員) 紙の方はどこかで廃棄されるのですか。

(所管課) 誓約の書類などは、完済した場合には廃棄します。すみやかに廃棄できるものは廃棄します。

ただ、電子データはかなり多くあります。電子カルテのサーバに格納されているので、基本的に保存され続けてしまいます。

(土井委員) かさばらないので削除しないということですか。

(所管課) 維持管理システムの中に入っている情報になりますので、患者の住所などが削除されることはありません。債権情報が消えても、患者の個人情報が削除されることはありません。

(花村会長) 債権を管理して完済になったら、「未払」という情報は削除されるのですか。

(所管課) 未払になった情報は、一部削除されるものもありますが、完済されず欠損処理をすることがあります。欠損処理したものに関しては、一部残るものがあります。

(中村委員) 26ページの「5 取り扱う個人情報」に、対象者2の電子データに※印で「身分証明書や収入・財産状況等がわかる書類を提供することがあります」とあります。これも電子データとして保存されているのですか。

(所管課) まず、身分証明書等のコピーは紙データです。そちらがどのような情報だったかは電子データとして保存することがあります。一部

紙データで、記録のほうを電子データで保存することを想定しています。

(中村委員) 収入や財産状況が分かる書類も取得するのですか。

(所管課) 場合によっては取得することになります。

(中村委員) 具体的にはどのようなものを想定していますか。

(所管課) 給与支払者が分かる人では給与明細の類です。中には、預貯金の証明書を求める場合もあります。

(小嶋委員) その書類は、いつ病院側や弁護士事務所に提供するのですか。対象者2は「連帯保証人」となっています。入院患者には病院側から連帯保証人を求められますが、通常の外來患者には求められませんよね。入院患者だけですか。

(所管課) いいえ、外來患者もです。

(小嶋委員) 外來患者に連帯保証人を求めるということですか。

(所管課) そちらに関しては、入院の場合は入院前に保証人を求めることもあります。現在、多くの患者に誓約書を出してもらい、支払の約束をしてもらっています。その約束の中で連帯保証人を求めています。外來の患者も、約束をした段階で連帯保証人を立ててもらう場合があります。

(小嶋委員) そのときこれらの書類の提出を求めるということですか。

(所管課) はい、そのように考えています。

(花村会長) ほかに御意見はありませんか。それでは、案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(3) 【案件3】手術器械トレーサビリティシステムの導入及び関連する業務委託について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件3「手術器械トレーサビリティシステムの導入及び関連する業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

このシステムは重要だと思えますが、今までありませんでした。困ったことはありましたか。

(所管課) 例えば、感染症の患者がいたとして、その患者と同一の器械を使用した患者の感染の可能性を追う必要があるとします。同じ種類の器械を使うということで、かなり広範囲に調べないといけません。同じ種類でも1本1本区別できれば、それが限定してできます。

(花村会長) 他の病院でもこのようなシステムは入っているのですか。

(所管課) まだそれほど多くは入っていません。当院で導入するシステムは、全国で20病院くらいです。ほかの電子システムもありますが、まだそれほど浸透していません。

(小嶋委員) 37ページの「5 取り扱う個人情報」に、保存期間は手術器械を廃棄した翌年度の4月1日から起算して5年とあります。5年で廃棄しても問題ないでしょうか。カルテには、どの医療機器や医薬品を使用したかが残るのですか。

(所管課) カルテには残りません。残らないので、このようなシステムが必要です。5年というのは、医療法上のカルテの保存期間に合わせています。

(小嶋委員) 病気が完治せずずっと続いた場合でも、5年で廃棄するのですか。

(所管課) 当院でその人の治療が終わってから5年です。

(小嶋委員) すると、これはこのような書き方でいいのでしょうか。

(所管課) 1個1個の器械を使用した後5年になります。その器械を使った後の5年間は確実にフォローできます。

(花村会長) 小嶋委員の発想は正しいのだらうと思いますが、起点がたくさん出てしまうので、まとめて翌年度の4月1日から起算してやってみようという発想でしょうか。

(所管課) たくさん器械があります。その器械ごとにそれぞれ情報を持っています。器械が最終的に使われた日から5年間は保存期間です。

(花村会長) 5年たったら廃棄しようということですか。

(所管課) はい。1本の器械に関する情報については廃棄します。

(花村会長) それでは、案件3を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(4) 【案件4】横浜市立市民病院後払いサービス及び診療費自動支払機経由のクレジットカード払いについて

(花村会長) 次に、案件4「横浜市立市民病院後払いサービス及び診療費自動支払機経由のクレジットカード払いについて」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(中村委員) 後払いサービスを受けた場合、領収書を受け取るために病院に行く必要があるのですが、支払いが終わったらわざわざ病院に領収書を取りに行かない人も多いと思えます。いつ頃まで領収書の発行を受けられますか。

(所管課) 我々の債権管理の扱いでは、次回来院されるまではずっと保存

はしています。一定の期間は決めていませんが、我々から領収のお知らせをしたほうがいいかと思えます。その期間を定めた上で、また今後、連絡する体制は整えていきたいと思えます。

(花村会長) 現状では支払いに時間がかかっていますか。

(所管課) やはり市民病院は外来患者が、多いときは1日1,500人程度来られるので、次から次へと計算していくと、どうしてもお待たせすることになります。後払いサービスの利用申出者が多くなれば、計算にかかる時間が分散されていき、待ち時間短縮の効果が出ると考えています。

(土井委員) 44ページの「3 審議にかかる事務」【電子計算機の結合】の内容の、「エ 登録情報の認証②」のところですが、クレジットカードの信用情報を取り扱うのは誰ですか。受託者か、別のところですか。

(所管課) 再委託者が管理しているサーバで処理します。

(土井委員) クレジットカードを持っている人の信用情報が見られるのですか。

(所管課) 「信用情報」という言葉があいまいでした。クレジットの与信があるか、カードの支払限度を超えていないかといった情報のことです。

(土井委員) 50ページの「5 取り扱う個人情報」には書かなくても問題ないでしょうか。

(所管課) 53ページの「別紙 システム構成図」に「グローリー」と書いてあるところがあります。そこでデータセンターとカード決済センターとの間で与信の情報がやり取りされます。当院のサーバとは結合していません。

「グローリー」の下に「患者さま」とあります。まず最初に、患者が自分の情報を利用登録することが前提にあります。その過程でクレジットカードの情報を登録したときに、カード決済会社と、限度額を超えていないか、ブラックリストに入っていないかといったやり取りをします。それにより「このクレジットカードは使えます、あるいは使えません」と判断されます。本人が自己申告したときのデータセンター間のやり取りです。市民病院側はそのデータは持ちません。

(花村会長) 利用できないクレジットカードはそこで断られるのですね。

(土井委員) 仕組みは分かりましたが、それで問題ないでしょうか。

(花村会長) 限度額を超えてしまって利用できないクレジットカードだった場合でも、駄目になったという情報は市民病院には伝わらないのでしょうか。

(所管課) 44ページの「3 審議にかかる事務」【電子計算機の結合】に戻りますが、「エ 登録情報の認証②」のところで、「課金不可能なクレジットカードの場合には利用登録を不可とします」となっています。そもそも利用できなくなるので、市民病院に来たとき、「後払いサービスを使う」と申請をしていただきますが、そのタイミングで「申請対象者ではない」という形で登録をストップさせます。

(花村会長) 最初は申請対象になった人が、途中でお金がなくなったらどうするのですか。

(所管課) そこはクレジット会社に頑張ってもらうしかありません。

(土井委員) お金がなかったらそもそも登録されないということですね。了解しました。

(所管課) 利用の都度、診察券を用いて決済センターに照会をかけます。その際に与信額の残額が利用可能か確認を取ります。クレジットカードが使えなかった場合は利用できません。

(土井委員) その日は利用できなかったということは、暗黙のうちに、信用情報の条件を満たさなかったという程度の情報しか残らないということですか。

(所管課) そうです。通常の窓口で会計するときに、クレジットの残額が足りなくてエラーになるのと同じ扱いです。

(加島委員) 後から患者が領収書と診療明細を受け取ります。診療明細の内容は受託事業者から来るのではなく、病院から情報として来るのですか。

(所管課) 病院のシステムから患者が専用の端末で取り出します。

(加島委員) 受託事業者には患者の再診や検査の内容は伝わらないということですね。

(所管課) はい。

(加島委員) 受託事業者に伝わるのは決済情報だけですか。

(所管課) 金額だけです。

(加島委員) 50ページの「5 取り扱う個人情報」「対象者1」にある個人情報の種類ですが、【データセンターに格納されるデータ】で、請求金額や請求期限、診療科コード、入院外来区分なども入力されるのですか。

(所管課) 患者にメールで金額のお知らせをする際に、診療科は何科だったのか、入院だったのか外来だったのかという最低限の情報を控えておくためです。金額だけ答えられても分かりません。

(新田委員) 49ページの「4 個人情報の管理体制」【事務の委託】の「本業務における受託者の個人情報取扱職員数」ですが、「派遣社員・パート・アルバイト等への個人情報保護措置」の欄に「派遣社員、パート・アルバイトは個人情報を取扱いません」と書いてあります。これらの人たちは携わらないのですか。

私はクレジットカードで不正請求をされたことがあります。どこで使われたか分かりません。このようなものを取り扱う事業者には、カード番号を盗まれない対策をしてもらいたいです。

(所管課) システムはソフトウェアにより、一部運用されます。基本的に職員が関与することはありません。

(小嶋委員) 45ページの「3 審議にかかる事務」の【電子計算機の結合】の内容欄の「コ 領収書及び明細書の発行」によると、患者は専用端末で領収書や明細書を受け取るということです。どのくらいの時間がたってから受け取れるのですか。

(所管課) 受診後、約5日が目安です。53ページの別紙「診療費あと払いサービス システム構成図・会計フロー図」のシステム導入後の会計フ

ローの図の右下をご覧ください。診療費をメールでお知らせします。お知らせが届いた時が領収書を受け取れるタイミングです。メールが届いた後ならば、病院に行って領収書と明細書を受け取れます。

(小嶋委員) 患者としては、また病院に行かなければいけないので不便です。

(所管課) 何回か通院を繰り返す患者には便利になるのではないかと思います。次回、来院したときに併せて明細書を出すことができます。

(小嶋委員) 受診してから明細書を見て、「自分はこのような治療を受けたのか」ということが分かります。見て確認することに意味があります。時間がたってからもらっても治療に役立たないのではないのでしょうか。5日後なら問題ないのでしょうか。ただ、患者には不便です。改善したほうがいいと思います。

(花村会長) ほかに御意見はありませんか。それでは、案件4を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(5) 【案件5】健康とくらしの調査と医療・介護・保健データベースを連携した共同研究の実施について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)**

(花村会長) 次に、案件5「健康とくらしの調査と医療・介護・保健データベースを連携した共同研究の実施について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(中村委員) 56ページの「2 事務全体の概要」の(2)のすぐ上にある段落に、「申出があれば分析対象から外す手続きを行う」と記載されていますが、どのような形で周知しますか。

(所管課) 回答者へのハガキやホームページで周知します。

(花村会長) オプトアウト方式を取らざるを得ないのでしょうか。

(所管課) そう思います。「健康とくらしの調査」を実施するにあたっては、介護情報などにも寄与するような、個人情報が分からない形でひも付けすることを周知していますが、2013年の回答者の人にはそこまで詳しく伝えていないこともあります。それを考えると、オプトアウトが一番いいと判断しました。

(加島委員) 60ページ「2 事務全体の概要」の<参考：これまでの審議会における審議経過>に、今までの審議経過が記載されています。今回改めて「健康とくらしの調査」と介護・医療費のデータを結び付けます。この研究はJAGESの近藤先生のところで行っているのですか。

(所管課) はい。

(加島委員) 今までの調査も使うのですか。

(所管課) JAGESで明らかになっている調査結果も基にしながら、更にいろいろ分析していきます。

(加島委員) 前の調査対象者をまた対象とするということですか。今までの調査のデータをまた使うということはないですか。

(所管課) これまでの調査対象者のデータを使い、また対象にします。2013年、2016年と、3年置きに実施しています。

(加島委員) そのときに「分析に使う」ことの合意は取っていますか。

(所管課) そのときには、「JAGESの調査の範囲で分析する」と言っています。今回の医療レセプトや介護レセプトのデータと結合することまでは説明していませんでした。いろいろ研究に使いますとは説明してありますが、丁寧に進めるのであれば、ざっくりとした言い方よりは、今回少し改めて説明したいと思います。もしかしたら、懸念して今回は協力したくないという人もいるのではないかと心配しています。

(加島委員) そこはきちんとやったほうがいいと思います。

(花村会長) それでは、案件5を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(6) 【案件6】危機管理システムの更新及び災害時安否情報システムの統合について

(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件6「危機管理システムの更新及び災害時安否情報システムの統合について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件6につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

82ページ「取り扱う個人情報」の「対象者2」の「個人情報の種類」に、「身体の状況」があります。これは具体的にはどんなことを想定していますか。

(所管課) 地震の想定で、避難所に避難してくる人には足をけがしている人もいます。あるいは「薬が切れそう」という情報も入れるかもしれません。そういった情報を想定して記載しています。

(土井委員) 「対象者2」は45万人で、1避難所当たり1,000人と書かれています。避難者カードに手書きした情報をシステムに打ち込むときに、対応し切れないのではないのでしょうか。

(所管課) 現実的になかなか難しいところもあるかもしれませんが、ただ、1避難所に1,000人というのは防災計画の中に定められた数字です。そこを根拠としないと我々としてはつじつまが合いません。

システムに入力する人が足りないのではという点については、東日本大震災のときに実際そのような状況になっています。そのときは名

簿自体をグーグルにアップロードし、グーグルに市民が勝手に入力する作業が発生していたようです。システムから離れてしまうことも発生するのではないかとと思います。

(土井委員) 避難者1,000人は定められた最大数ということですが、現時点では、そこまでの人数でなければ対応できるということですか。

(所管課) 入力をするようになる我々職員が避難所に何人参集できるか、あとは、どれくらい入力に時間をかけていいかという判断になります。1,000人までを何とか対応できたらいいなということです。

入力システムをどうするかというところも関係してくると思います。入力作業としてもとらえて、我々もこれをシステム化するにはどうすればいいか検討していきます。

(土井委員) 災害があつて多くの市民が避難した場合という、万が一の話ですが、そこを総括してできるやり方を検討してもらえればと思います。

(花村会長) それでは、案件6を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(7) 【案件7】ふるさと納税(寄附)の募集に係る「ふるさと納税ポータルサイト」の利用等について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件7「ふるさと納税(寄附)の募集に係る「ふるさと納税ポータルサイト」の利用等について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件7につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(新田委員) 横浜でこれを利用してくれる人がいるのかどうか懸念がありました。地方では産物が返礼品としてありますが、横浜市は返礼品がありますか。

(所管課) 4月から返礼品を追加します。物ではなく、体験型ということで、宿泊や市内の観光を追加します。市外から寄附することは可能で、件数としては1,000件を超えるくらいいただいています。

(新田委員) 資料を見て、どうなるかすごく心配してしまいました。

(所管課) 30年度実績では、クレジットカード決済での寄附の申込みが475件ほどありました。ただ、これは法人の寄附も含まれています。また、インターネット上で個人情報を入力することを嫌がる人もいますので、実績の475件がそのままポータルサイト利用に移行するとは考えていません。想定件数としては300件程度と見込んで記載しています。

(花村会長) ほかの自治体でもポータルサイトを使っているところが多いですか。

(所管課) 使っていない自治体のほうがかなり少数です。

(土井委員) 個人情報的には問題ありませんが、年間の利用想定が300件で、ポータルサイトの利用にかかる経費と採算がとれるのかと思います。今後利用が増えていく可能性がありますか。

(所管課) システム利用料は寄附金額の一定の割合になっています。基本利用料が大きくかかるわけではありません。寄附が少なければ、その分利用料も少なくなります。本市の負担は、寄附金額に応じて変わります。

(花村会長) ほかに御意見はありませんか。それでは、案件7を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(8) 【案件8】東京2020オリンピック・パラリンピック風しん麻しん予防接種事業

(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件8「東京2020オリンピック・パラリンピック風しん麻しん予防接種事業」の御説明を事務局からお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件8につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(新田委員) 風しん麻しん予防も大事ですが、新型コロナ対策も必要になってくるのではないのでしょうか。

(所管課) 新型コロナウイルスはまだ抗体も含めて、予防接種はありません。私どもは実施するつもりで事務を進めています。

(花村会長) ボランティアが予防接種を受けるのは無料でいいのですか。

(所管課) はい、横浜市で実施します。

(小嶋委員) 99ページ「2 事務全体の概要」に、対象者は30歳以上と書かれていますが、この年齢はどのような基準ですか。

(所管課) 30歳未満は、国の制度で予防接種を2回受けている世代になります。それ以上の人は1回か0回なので、30歳以上を対象にします。

(花村会長) ほかに御質問はありませんか。それでは、案件8を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(事務局) 予定より早く議事が進行していますので、差し支えなければ「3 報告事項」及び「4 その他」の「(1)個人情報漏えい事案の報告」を先に事務局から報告させていただければと思います。

3 報告事項

(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告

ア 鶴見区総合庁舎及び鶴見駅西口行政サービスコーナーにおける防犯カメラ運用・管理事務

イ 横浜市保守・プリントセンターにおける防犯カメラ運用事務

ウ 神明台処分地防犯カメラ運用事務

エ 道路冠水監視カメラシステム設置及び運用業務

(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

ア 「ヨコハマ COOL CHOICE チャレンジ 2019」受付事務

イ システム閲覧用ID, PW発行者名簿管理

(3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

ア eラーニングシステムの運用（令和2年度運用開始）

イ 横浜健康経営認証事業に係る名簿管理等業務委託

ウ eラーニングシステムの運用（教育委員会事務局）

(4) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告

データ復旧及び移行作業委託

(5) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託についての報告

「ヨコハマ COOL CHOICE チャレンジ 2019」受付事務

(6) 生涯学習等講座の企画運營業務委託についての報告

地域人材の発掘・育成のための講座企画運營業務委託

(7) 委託先個人情報保護管理体制（9件）

(8) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（2件）

(9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（27件）

(10) 個人情報ファイル簿変更届出書（13件）

4 その他

(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和2年2月22日～令和2年3月13日）

（花村会長） それでは、「3 報告事項」及び「4 その他」の「(1)個人情報漏えい事案の報告」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

（事務局） 本日の追加配布資料を御覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。

（事務局） <資料に基づき説明>

本日は、個人情報漏えい事案の報告について、資料は配付しておりません。令和2年2月22日から令和2年3月13日までに個別に記者発

表した事案はございません。一括発表分については、記者発表が3月16日であったため、次回の審議会において御報告いたします。

配布資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。報告事項及び漏えい事案の報告について了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは了承いたします。

(3) 「電子申請・届出システム」に係る「電子計算機の結合」に関する審議の取扱いの変更について

(花村会長) それでは、「4 その他」の「(3) 「電子申請・届出システム」に係る「電子計算機の結合」に関する審議の取扱いの変更について」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 前回の審議会では、委員の皆様から御意見をいただきました。電子申請・届出システムは、汎用申請システムと簡易申請システムがありますが、両システムとも利用については審議不要と御承認いただきました。

その際、大谷委員から、「システムを使うこと自体はいいが、なりすまされて本人の誤った人物像が形成されるリスクについて検討したほうがいい」という御意見をいただきました。それについて、審議会事務局、総務局行政・情報マネジメント課情報セキュリティ担当及び前回所管課として出席した総務局ICT基盤管理課の3者で検討を行いました。

実施機関が「なりすまされても問題がなく、本人確認は不要」と判断した事務については、御懸念されるようなリスクは具体的な事例を想定することができませんでした。

また、電子申請・届出システムを利用するかどうかにかかわらず、本市の個人情報を取り扱う事務、具体的には申請や届出ですが、それにおいて本人確認を必要とするかについては、戸籍法や住民基本台帳法などの根拠法令上で、本人確認まで規定しているものが一部あります。それ以外については、なりすましがされた場合のリスクだけではなく、使う市民の利便性なども含めて個別に必要性を検討した上で、事務局所管課の責任において判断するものとなっています。

前回の審議会では委員の皆様から、所管課自身がリスク判断をするのは不安だという御意見がありましたが、自治体への申請や届出での本人確認の要否については、法律的な規制や国からの統一的な見解が示されていない部分があります。本市の組織体制としても現状そのような状況です。

また、このシステムを利用している事務は、把握できているものだけ

でも約6,000件あります。なかなか1件1件審査するのは難しいです。

そこで、大谷委員に報告を兼ねて事前に相談したところ、なりすましのリスクがないかどうかの点で所管課に気付きを与えられるような仕組みをつくり、注意喚起できればいいのではないかと御意見をいただきました。

事務局として今後、情報セキュリティ担当やICT基盤管理課など、セキュリティ関係の所管課と調整してこの件を進めていきます。本件についての報告は以上です。

2 審議事項

(9) 【案件9】市会図書室での貸出し・予約に係る図書管理システムの運用及び保守委託について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件9「市会図書室での貸出し・予約に係る図書管理システムの運用及び保守委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件9につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

新市庁舎の市会図書室はどのくらいの広さですか。

(所管課) 総面積で約380㎡です。現庁舎はおおむね100㎡ですので、かなり大きくなります。現時点では議員と議会関係者に限られています。今後は市民の皆様にも拡大する趣旨で検討しています。

(小嶋委員) 今までは図書の貸し出し管理は紙ベースでやっていたのですね。誰がどの本を借りたかは分からない形なのですね。

(所管課) 現在は貸出用紙で運用しています。貸出用紙に記入してもらい、貸している期間中、我々事務局で用紙を保管しています。返却が確認されたらその情報は不要になるので、用紙を廃棄します。

(小嶋委員) 新しいシステムではどのようになるのですか。

(所管課) ソフトウェアを使うものです。通常の図書館と同じように、電算システム上で、「この議員がこの本を借りている」という情報が登録されます。返却された際にシステムで自動的にそのデータが削除される仕組みが備わっています。

(小嶋委員) そのデータを取り扱うのは図書関係の人だけになるのですか。

(所管課) 図書室の担当職員がデータを扱います。

(花村会長) 今の平和な時代ではそれほどでもありませんが、どのような本を読んでいるかという情報はいろいろと問題があった時代がありました。大変な個人情報です。これをきちんと管理しようという話ですね。

(所管課) そのとおりです。

(花村会長) 市会図書室が新しくなったら我々も入って見ることができるのですよね。

(所管課) 閲覧は可能です。

(花村会長) ほかに御意見はありませんか。それでは、案件 9 を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(10) 【案件 10】国民健康保険への加入促進を目的とした特定技能外国人に係る身分事項等の情報提供に関する事務の委託について

(花村会長) 次に、案件 10「国民健康保険への加入促進を目的とした特定技能外国人に係る身分事項等の情報提供に関する事務の委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件10につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(新田委員) 報道を見たのですが、研修生が国民健康保険に加入する場合、一緒に日本国内に来た家族と一緒に加入できるけれども、単身赴任で日本に来ている研修生が国民健康保険に加入している場合は、母国の家族が扶養家族として日本で治療を受けることが禁止になったそうです。これについてはどのような形になるのでしょうか。

(所管課) 審議の委託の業務とは直接関係ありません。医療保険の日本の制度のことだと思いますが、国内では、一定条件の居住する者が健康保険の加入対象者です。家族であるだけでは入れません。そのあたりの運用を正しく行おうということがマスコミ報道されたのではないかと思います。それとは別に、この案件は保険の加入の管理ですが、今までどおりしっかりと行っていきます。

(新田委員) わかりました。

(花村会長) 個人情報保護の面では問題ないと思えます。ほかに御意見等ありませんか。それでは、案件10を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(花村会長) 次に、案件 11～13 の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 28 条第 1 項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について」ですが、事務局から今後の進め方について説明があるようですので、お願いします。

(事務局) 特定個人情報保護評価 (PIA) に関する規則第 15 条に基づき、評価実施機関は直近の特定個人情報評価書を公表してから 5 年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めることとされているため、再実施した評価書について第三者点検をお願いするものでございます。なお、詳細は担当係長から御説明させていただきます。

特定個人情報保護評価については、特定個人情報保護評価に関する規則第15条において、評価実施機関は特定個人情報保護評価書を公表した日から一定期間経過するごとに再び特定個人情報保護評価を実施するよう努めるものとされており、特定個人情報保護評価指針において、その期間は5年とされています。

個人情報保護委員会から、5年経過前の評価の再実施について通知と留意事項（チェックポイント）の公表がありましたので、参考資料として評価書と合わせて事前に送付させていただきました。再実施は、この通知と留意事項に従って実施しております。

今回3件の特定個人情報保護評価（全項目評価）の第三者点検をお願いいたしますが、案件11（住民基本台帳事務）と案件12（地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務）が5年経過前の評価の再実施になります。案件13（国民健康保険に関する事務）は、新規の特定個人情報保護評価書ですが、4つに分かれていた過去に第三者点検を受けている国民健康保険関係の評価書を1つに統合（再編）したものです。また、当該評価書は、評価から5年経過が近いものであるため、当該留意事項にも従って評価を実施しております。

本日の第三者点検は、この個人情報保護委員会の留意事項を踏まえ、5年前の評価書から変更された部分を中心に、評価の適合性・妥当性について点検をしていただければと考えております。

（花村会長）案件13の国民健康保険の評価書については、再実施もこの場で行おうということですか。

（事務局） はい、内容が更新されている部分がありますので、併せて行うという形をお願いしたいと思います。また、案件13について第三者点検を行うと、今日を起点としてまた5年経過前に再実施を行うことになります。

（花村会長）では、今日は変更点を主に説明してもらい、特にリスク対策について、土井委員の専門家からの意見をいただければと思います。また、大谷委員からも御意見をいただいています。そのような進め方でまいります。

(11) 【案件11】『「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【住民基本台帳に関する事務 全項目評価書（再実施）】』

（花村会長）次に、案件11『「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【住民基本台帳に関する事務 全項目評価書（再実施）】』の審議に入ります。

（事務局） <所管課及び審議事項について説明>

この評価書は、平成27年5月に開催した審議会において、第三者点検

をしていただいておりますが、令和2年に5年を迎えますので、評価の再実施を行ったものです。

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件11につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思っております。

(小嶋委員) 評価書の43ページ「6. 特定個人情報の保管・消去」の保管期間の欄で、期間は20年以上と記載されています。法律の改正で住民票の除票の保存期間が150年になったとのことですが、この記載はこれでいいのでしょうか。「150年」と記載する必要はないのでしょうか。

(花村会長) 選択肢が「20年以上」しかないのでしょうか。

(所管課) そのとおりです。その欄の隣に選択肢が示されていて、150年は「20年以上」を選ぶしかありません。

(花村会長) 20年以上ならば150年も含むということですね。それしか選択肢がないのですよね。

(小嶋委員) それは選択肢の方に不備があるような気がしますね。住民票の除票の保存期間はなぜ150年になったのですか。参考までに教えてください。

(所管課) 昨年度ありましたデジタル手続法案の中で、今後のマイナンバーの利用拡大を踏まえて、長期的で確実なデータの保存が求められること、また、土地の所有問題等への対応で、過去に除票になったデータも長期間保存しておく必要があることから、150年となったようです。

(小嶋委員) 分かりました、ありがとうございます。

(加島委員) マイナンバー事故の再発防止策を反映して、ありがとうございます。ICカード認証キャビネットとは、鍵の代わりにICカードをかざすと開錠されるものですか。

(所管課) ICカードをかざすと、どのICカードを使って何人がキャビネットを開いたか、開閉の記録は自動で管理されます。現在手書きで記録しているものが自動化されるので、より確実性が増します。そのため、ICカード認証キャビネットの導入を進めているところです。

ICカードを持っているのが誰か分かり、いつ開けたかも全部記録されるタイプのものを検討しています。

(小嶋委員) それに関連しますが、102ページの「3. 特定個人情報の使用」の一番下の「具体的な管理方法」の欄に、「なりすましによる不正を防止する観点から、同一操作者IDの同時ログインを制限します」とあります。同時ログインとは何ですか。

(所管課) 執務室の中に端末が複数台あるのですが、一つの端末で操作者がログインしたとき、もし他者がIDやパスワードまで知っていたら、別の端末で同じIDを使って、なりすましてログインすることができました。そういったことを防止するための改修です。

(小嶋委員) 「同時」というのは同じ時間帯で作業中ということですか。今まではできたのですか。

(所管課) 同じ操作者IDでもログインさえできてしまえばシステムが

使える状態でしたので、セキュリティ強化のためシステムの改修をしました。

(土井委員) 今の指摘の、102ページの「具体的な方法」の欄の「同時ログインを制限します」のすぐ上の行に、「なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止します。」とあります。これは従来からあったと思います。時間帯を変えても、共用IDの利用がない限りは大丈夫と思っていたのですか。

(所管課) 原則は大丈夫です。

(土井委員) 原則でない事例があったのですか。住民基本台帳の所管課か、ほかの部署か分かりませんが、そのような危険性があるとの情報があったのでしょうか。

(所管課) 実際に事例があったとは聞いていませんが、例えば、操作者IDが分かっている、類推しやすいパスワードを設定していた場合、他者がログインできる可能性がありました。その可能性をなくすためにシステム改修をしました。

もともとセキュリティはとても高いのですが、全く同じIDでパスワードを知られた場合でも、本人が使っていれば他者はログインできないようにしました。改修前は、本人が使っていても全く同じIDだと本人になりすまして使えてしまいました。それも一切できないようにセキュリティを高めました。

(土井委員) 操作者が悪いことをしないだろうという前提だったのが、今回はソフトウェアの仕組みで、絶対できないようにしたということでしょうか。

(所管課) はい。

(新田委員) 先日、用があつて、鶴見区役所2階の戸籍の担当課に行きました。窓口はこのリスク対策のとおりに行われていました。過去にはマイナンバーの漏えい事故がありましたが、対策もきちんとしていました。内部の操作については分かりませんが、表から見る限りは評価書のとおりに対策しているのを見ました。

(花村会長) それをやってもらわないと困りますからね。現場はきちんと実施しているということですね。

(土井委員) 131ページ「7. 特定個人情報の保管・消去」の⑩「死者の個人番号の具体的な保管方法」の2行目で、「死者のデータは、死亡による削除後、原則150年間保存する」とあります。削除後に保存するというのはどういうことですか。

(所管課) データを削除したというマークを付けます。住民票の除票というものを出せる状態にしておかなければならないので、現在住んでいる人と、死亡して削除されている人の区別を付けるために、死亡者にマークを付けます。今まではそのマークを付けた人について5年保管していましたが、150年保管になりました。

(土井委員) 「削除後に保存」と書いてあると分かりにくいです。「死亡後に適切な手続をし、アクセスできないようにしたものを150年保存する」としたほうがいいです。

(所管課) 「削除の手續」とあると分かりやすいかもしれませんが。データそのものは削除しません。

(土井委員) 主語が「データ」なので、それを「削除後」と書いていると混乱しやすいです。やろうとしていることは分かりましたが、表現を変えたほうが後々分かりやすいかとは思ったのですが。

(花村会長) では、どのように変えましょうか。

(所管課) 「死者のデータは、死亡の手續後、原則150年間保存します」ではどうでしょうか。

(花村会長) そうしたほうが分かりやすいでしょうか。

(土井委員) 死亡の手續後は、めったなことではアクセスできなくなります。その表現でいいです。

(小嶋委員) 死亡の届出があった日からですか。死亡日と届出日が違っていることがあります。

(所管課) 起点は死亡日です。

(花村会長) では、「死亡日の後、原則150年」のほうが分かりやすいですか。表現は任せますが、どうしますか。

(所管課) 確認して適切な表現にします。

(花村会長) では、確認してより分かりやすい表現にするようお願いします。ほかに御意見はありませんか。この後、審議結果通知に記載する附帯意見の取りまとめをしますが、附帯とすべき意見は特になかったということで、良いでしょうか。

(土井委員) 附帯意見とまではしなくて構いません。

(花村会長) ほかに、附帯意見とした方が良いという委員はいらっしゃいますか。では、附帯意見は特になく、案件11を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(12) 【案件 12】『「行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第 28 条第 1 項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務 全項目評価書（再実施）】』

(花村会長) 次に、案件 12 『「行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第 28 条第 1 項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務 全項目評価書（再実施）】』の審議に入ります。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

この評価書は、平成27年5月に開催した審議会において、第三者点検をしていただいておりますが、令和2年に5年を迎えますので、評価の再実施を行ったものです。

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件12につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(中村委員) 今の説明以外にも、評価書を見ると詳しくリスク対策がされているようですので、私からは特にありません。

(土井委員) 案件11もそうでしたが、二要素認証で顔認証を導入することです。大変いいことだと思います。顔認証を追加するというのは、どこかのガイドラインにあったのですか。それとも、顔認証が比較的やり易くなったからでしょうか。

(所管課) 横浜市では、二要素認証で、知識、所持、存在で判断する手段の二つを併用してログインするように通知が出ています。それに従って顔や指紋など、幾つかの手段があるのですが、いわゆる基幹システムで行っている住民基本台帳システムと税務システム、保険年金システムについては顔にしようとして整理され、顔認証を導入しました。

(土井委員) 横浜市で二要素認証を導入する時は、当面の間、二要素目は顔になりそうですか。

(所管課) はい。

(花村会長) ほかの委員から御意見はありませんか。では、審議結果通知に記載する附帯意見の取りまとめをしたいのですが、特に附帯意見なしで、案件12を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(13) 【案件 13】『「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第 28 条第 1 項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【国民健康保険に関する事務 全項目評価書】』

(花村会長) 次に、案件 13 『「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第 28 条第 1 項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【国民健康保険に関する事務 全項目評価書】』の審議に入ります。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

この評価書は、これまで「資格」、「給付」、「賦課」、「収納」と4つに分けて評価書を作成し、過去に平成28年11月の審議会において第三者点検をしていただいておりますが、今回、この4つの評価書を統合して新たに評価書を作成するものです。

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件13につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

横浜市では、4つの評価書の統合は、いつ頃から考えていたのでしょうか。

(所管課) 評価書の統合の検討時期ですが、もともと4つの評価書は平成

28年に作成した後、毎年、業務の内容の見直しをしていました。それをしていく中で、当初評価書を作成した職員が代わり、引き継ぎをすることがあります。また、法律の改定などがあると、4つの評価書全てで類似の箇所を直すので、見直しが煩雑になることが分かってきました。ちょうど5年経過前の再実施の時期が近かったので、それを機に今回、見直そうと検討しました。

(加島委員) 国民健康保険の中央会から、P I Aのひな形が出たばかりですよ。もう確定とは、早いですね。

(所管課) 少し用意していたところにひな形が出たので、ひな形に合わせる形でこの時期に間に合わせるよう進めました。

(花村会長) この評価書をまとめるのは大変だったでしょう。

(土井委員) 4つの評価書の統合については、趣旨は分かりました。別冊資料の最初のページの<再評価内容>の3つ目に「3 オンライン資格確認の準備業務の開始」とありますが、随分先のを今から評価書に入れるのだなという印象があります。国の制度改正によるオンライン資格確認の開始が「令和2年度末予定」と書いてありますが、開始時期はほぼ確定ですか。

(所管課) 国から示されているスケジュールではそうです。

オンライン資格確認というのは、診療機関が患者の資格をオンラインで確認するものです。保険者は、病院が使うデータベースに情報を送る業務のみ行います。医療機関が確認するための用意の業務をするという意味合いで「準備業務」と呼んでいます。

(加島委員) マイナンバーカードを保険証の代わりに医療機関で使えるようにするということですね。医療機関が端末を導入してくれるかどうか分かりません。厚生労働省が各医療機関に9万9,000円の設備対応費を出すことが決まったので、進むのかなとは思いますが。

(所管課) 個人経営の小さい病院もあるので、すべての医療機関で対応できるようになるか、実務的な課題があるとは聞いていますが、予定どおりに開始したいという方向で進めています。

(土井委員) 別冊資料の最初のページに、※印でオンライン資格確認について説明が記載されています。ここに、この仕組みにより「既に資格を喪失している健康保険に対して診療報酬の請求が行われることを一定程度防ぐこと等が可能」とあります。一定程度というからには、完全に防ぐことはできない場合があるだろうと思います。国からの方針なのだと思いますが、現時点ではやはり防げない場合があるわけでしょうか。

(所管課) ここで「一定程度」と書いた意味ですが、オンライン資格確認自体は、2段階で行われます。第1段階は、実際に患者が病院を受診する時点で、マイナンバーカードを使って資格の有無を確認します。会社に就職してすぐに保険証情報ができてコンピュータに登録されていれば、その段階でその会社の保険資格が分かります。ですが、会社の手続上、入社してすぐにそのような情報ができていない場合、受診時点では本当は入社した会社の保険に変更しているにもかかわらず、古い情報

のままであることがあります。そのような場合は一旦誤った情報のまま資格確認をすり抜けてしまいます。

次に、医療機関が支払基金という審査支払機関に診療報酬を請求したとき、診療の翌月になりますが、もう一度資格確認をします。就職したり、変更になったりした情報がその段階で連携されていれば、そこで正しい保険に修正できます。

ただ、その段階でもまだ会社の健康保険加入の手続きが進んでいなくて情報が変わっていないと、やはり古い情報のままになっています。そうすると、古い保険の情報、つまり既に資格を喪失している健康保険に対して請求が行われてしまいます。

資格確認のシステムはできても、実際に勤務先で健康保険の加入、喪失の認定事務がスピードアップしない限りは、一定程度は請求誤りが残ってしまうという趣旨です。

(土井委員) 「一定程度」は、タイムラグを想定されているわけですね。

(所管課) はい。

(花村会長) ほかに特に御意見はないでしょうか。附帯意見とすべき御意見はなかったと思いますので、附帯意見は特になしということで、案件13を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(花村会長) 次に案件14の「是正の申出に係る処理案について」ですが、本件は個人情報保護等の観点から非公開とする関係上、本日の最後に審議することとしたいと思います。

4 その他

(4) いじめ重大事態に関する調査結果の市ホームページ等における公表について(報告)

(2) 「令和元年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告」に対する対応方針の報告について

(花村会長) それでは、「4 その他」(2)と(4)に移りたいと思います。まず「(4)いじめ重大事態に関する調査結果の市ホームページ等における公表について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配布資料の別冊を御覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。

(事務局) <資料に基づき説明>

資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。後で配布資料を読んで、御意見等あれば事務局に御連絡ください。

次に、「4 その他」の「(2) 「令和元年度 個人情報取扱事務に関

する「実地調査報告」に対する対応方針の報告について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 別冊資料「令和元年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告」に対する対応方針の報告について」を御覧ください。

先日、今年度の横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の実地調査報告に対する対応方針の報告が業務所管課より提出されました。

こちらは、審議会の部会である第三者評価委員会の所管事項となりますので、このまま第三者評価委員会に送らせていただきますのでよろしくお願いたします。

なお、対応方針の報告内容は、配布資料により内容を御確認いただき、疑問点等があれば御連絡いただく、ということをお願いいたします。

(花村会長) 加島委員長から何かございますか。

(加島委員) 読みましたが、特にありません。

(花村会長) では、委員の皆さま、御確認よろしくお願いたします。

2 審議事項

(14) 【案件 14】 是正の申出に係る処理案について

【以下、横浜市の保有する情報公開に関する条例第 31 条第 2 号及び同条第 3 号、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、非公開で審議】

<答申のたたき台について検討し、以下のとおり決定>

- 本日の各委員の意見等を踏まえ、次回の審議会で確認し、答申内容を確定する。

4 その他

(5) その他

【※横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 31 条第 2 号及び横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、非公開で審議】

(花村会長) 次に、「4 その他」の「(5)その他」として、「横浜市立大学附属病院における臨床研究に係るメール誤送信による患者情報の漏えい事故について」に移りますが、非開示情報が含まれることから、非公開といたします。傍聴人はいません。

事務局から本日の報告の趣旨の説明をお願いします。

(事務局) 前回の審議会において、横浜市立大学の所管課から調査報告書について報告させていただいた、8月5日に横浜市立大学が記者発表

	<p>した「臨床研究におけるメール誤送信による患者情報の漏えいについて」、昨日3月17日に第5回調査委員会が行われました。</p> <p>内容につきましては、横浜市立大学の所管課から、直接、御報告させていただきます。</p> <p>(所管課) <資料に基づき報告></p> <p><所管課の報告に基づき、審議を行った。以下は議事の要旨。></p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉田委員から、横浜市立大学の事務局からメールを発信する時に業務上のアドレス以外に発信することがあるのか質問があり、所管課が回答した。 ・花村会長から、メール利用に関するガイドラインについて質問があり、所管課が回答した。 <p>(花村会長) 本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。</p> <p>今年度の審議会は本日で終了となります。</p> <p>次回の日程でございますが、来年度になりまして、4月が休会のため、5月27日になります。</p> <p>5月27日水曜日、午後2時から、場所は【新市庁舎18階共用会議室(さくら14)】で開催を予定しております。場所の詳細等は後日ご連絡を差し上げますが、どうぞよろしく申し上げます。事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第181回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第181回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和2年5月28日(水)午後2時から開催予定 (その後、緊急事態宣言を鑑み5月は休会)</p>

本会議録は令和2年6月24日第182回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 中村 俊規